

令和6年度

水 管 理・国 土 保 全 局 関 係  
予 算 決 定 概 要

令和5年 12月

国土交通省 水管理・国土保全局



# 令和6年度予算の基本方針

## 基本方針

令和5年7月の大河等による被害や気候変動の影響を踏まえ、令和5年度補正予算と一体として「5か年加速化対策」も活用し、国土強靭化のための治水対策等を着実に進めるとともに、令和6年度に厚生労働省より移管される水道整備・管理行政について、上下水道一体で取り組み、機能強化を図る。

### <令和6年度予算で取り組む主要事項>

- ・流域治水の加速化・深化(流域治水プロジェクト2.0の展開)
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・流域ビジネスインテリジェンス(BI)による防災・減災DXの推進
- ・ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応
- ・流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進
- ・水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化

## 予算の規模

○一般会計予算 10,535 億円

一般公共事業費	10,068 億円
うち、河川関係	7,377 億円、砂防関係 1,393 億円、海岸関係 170 億円、
上下水道関係	30 億円、水道関係 171 億円、下水道関係 926 億円
災害復旧関係費	466 億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 65 億円

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

## 予算の内訳

○一般会計予算(国費)

単位：億円

事 項	令和6年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	<b>10,068</b>	<b>9,880</b>	<b>1.02</b>
治 山 治 水	<b>8,692</b>	<b>8,688</b>	<b>1.00</b>
治 水	8,522	8,518	1.00
海 岸	170	170	1.00
住宅都市環境整備	<b>249</b>	<b>249</b>	<b>1.00</b>
都市水環境整備	249	249	1.00
上 下 水 道	<b>30</b>	<b>0</b>	皆増
水 道	<b>171</b>	<b>170</b>	<b>1.01</b>
下 水 道	<b>926</b>	<b>773</b>	<b>1.20</b>
災害復旧関係費	<536> <b>466</b>	<532> <b>482</b>	1.01 <b>0.97</b>
公共事業関係	<b>10,535</b>	<b>10,362</b>	<b>1.02</b>
行政経費	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>0.99</b>
合 計	<b>10,545</b>	<b>10,372</b>	<b>1.02</b>

1. 上記計数には、

- (1) デジタル庁一括計上分を含まない。
- (2) 個別補助化に伴う増分 176 億円を含む。

2. <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

(上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金 5,065 億円、防災・安全交付金 8,707 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和6年度	前 年 度	対前年度 倍 率
治水	<b>0.00</b>	<b>0.02</b>	皆減
災害復旧関係費	<b>65</b>	<b>53</b>	<b>1.24</b>
合 計	<b>65</b>	<b>53</b>	<b>1.24</b>

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）162 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

## 主要事項

### 1. 流域治水の加速化・深化 [5,992億円]

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大する等、流域のある関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進。

### 2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 [2,409億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

### 3. 流域ビジネスインテリジェンス(BI)による防災・減災 DX の推進 [75 億円]

流域に関する様々なデジタルデータの取得、取得したデータの蓄積・共有、知りたいことが一目で分かるようなデータの分析・可視化に関する技術開発を行い、流域治水の自分事化、インフラの整備や管理、防災対策の省人化・高度化を推進。

### 4. ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応 [108億円]

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、ダム運用の高度化等により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの取組や、下水道事業者による創エネ施設の導入への支援等、インフラ分野におけるGXを推進。

### 5. 流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進 [93億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成や、雨天時に合流式下水道から越流する下水に対する改善対策の更なる推進など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進。

### 6. 水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化 [202億円]

国民生活を支えるライフラインである水道について、耐災害性強化対策、広域化等の取組を支援し、将来にわたり持続可能で強靭かつ安全な水道を実現するとともに、上下水道一体での効率化、基盤強化に向けた取組を支援し、機能強化を推進。

※上記以外に、災害復旧関係費466億円、行政経費10億円、東日本大震災からの復旧関係費65億円、工事諸費等があるほか、省全体で社会资本整備総合交付金5,065億円、防災・安全交付金8,707億円、社会资本総合整備(復興)162億円がある。

## 新規事項等

### ●新規事項

#### 【流域治水の加速化・深化】

##### ＜水害常襲地域における流域治水対策の推進＞

###### ➤ 流域治水整備事業(直轄事業)と特定都市河川浸水被害対策推進事業(個別補助事業)の拡充

浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、当該地域に貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域を指定する場合には、河川管理者が、宅地のかさ上げ、家屋の移転等を実施できるよう制度を拡充。

##### ＜頻発する内水被害への対策強化＞

###### ➤ 内水被害等軽減対策計画への予算重点化(社会資本整備総合交付金)

内水被害の蓋然性が特に高い地域における被害を早期に軽減するため、防災・安全交付金の要素事業等からなるハード・ソフトを一体とした内水対策を都道府県が「内水被害等軽減対策計画」として作成し、国が認定する新たな制度を創設し、当該計画への予算を重点化。また、当該計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の現在の交付要件「500m<sup>3</sup>以上の貯留機能を持つ施設」について、「複数施設で500m<sup>3</sup>以上」に要件を緩和。

##### ＜土砂・洪水氾濫対策の加速化＞

###### ➤ 総合流域防災事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的に対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための計画策定の過程で実施する対象流域の抽出に係る支援を令和8年度までの時限措置化とともに、新たに「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画」の策定又は変更に係る支援を追加。

##### ＜税制特例措置の延長＞

###### ➤ 雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長。

### ➤ 高規格堤防整備事業に係る課税標準等の特例

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋について、不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、2年間延長。

### ➤ 津波避難施設に係る課税標準の特例

施設所有者等の負担軽減を通じて、地域における緊急的な避難施設の確保を推進するため、津波防災地域づくり法に基づく避難施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長。

### ➤ 除害施設に係る課税標準の特例

民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から、有害物質等を除去する「除害施設」の設置の促進を通じて、公共用水域の水質保全や下水道機能の確保を図るため、当該施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長。

## 【ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応】

### ＜下水汚泥資源の肥料利用の推進＞

#### ➤ 肥料化施設整備への集中的な支援制度の創設(個別補助事業)

2030 年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料利用量を倍増する目標に向けた取組の加速化を図るため、下水道事業費補助で民間事業者が整備する関連施設を含め、肥料化施設の整備を集中的に支援する制度を創設。

## 【流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進】

### ＜合流式下水道改善『2.0』＞

#### ➤ 特定水域合流式下水道改善事業の創設(社会資本整備総合交付金)

雨天時放流水に起因し、依然として水質汚濁が著しい特定の水域において、水環境へのニーズ・利用用途に応じて、雨水貯留施設の整備等による合流式下水道の改善対策を推進する特定水域合流式下水道改善事業を創設。

### ＜下水道事業における広域化・共同化の更なる推進＞

#### ➤ 下水道広域化推進総合事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

下水道事業の広域化・共同化のさらなる促進のため、統廃合する既存施設を活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用を補助対象に追加。

## 【水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化】

### <上下水道一体の取組の加速化>

#### ➤ 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設(個別補助事業)

上下水道一体での事業実施による効率化・基盤強化を進めるため、上下水道一体的な事業計画の策定や官民連携、新技術の活用等の取組への支援を可能とする補助事業を創設。

### ●その他

#### ➤ 上下水道科学研究費補助金の創設

より効率的・効果的な上下水道の整備・管理を推進するため、大学や民間企業等の研究機関に対して、上下水道の持続と進化に必要な研究・技術開発への助成を実施。

### ●新規事業

以下の事業について、事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進める「治水機能増強検討調査」に着手する。

#### (1) 糸平ダム再生事業

#### (2) 太田川総合開発事業(樽床ダム等)